

上毛線再生基本方針（案）

1 趣 旨

上毛線沿線の地域住民の足を確保するため、上毛電気鉄道株式会社（以下「事業者」という。）自らが最大限の努力を傾注し、収入の確保、輸送の安全性向上、経営の合理化、サービス改善等を行うことを基本に、前橋市、桐生市及びみどり市（以下「沿線市」という）と県が必要な公的支援を行い、上毛線の運行の継続を図るものとする。

2 経営再建計画

平成10年度を初年度とする5か年間の経営再建計画の策定以降、5か年ごとに第2期から第4期経営再建計画を策定しており、平成30年度を初年度とする5か年間の第5期経営再建計画期間と位置付けて、沿線市と群馬県は、この期間における経営再建計画の着実な実行を事業者を求めることとする。

第5期経営再建計画の着実な実行にあたっては、沿線市と群馬県において、次の公的支援等を行うこととする。

3 公的支援

(1) 輸送対策事業費補助

ア 事業者が行う輸送対策事業に対して沿線市と県が補助を行い、輸送の安全を確保する。

国庫補助金の活用を基本とするが、要望どおりに国庫補助が認められない場合及び国庫補助対象外の輸送対策事業については、沿線市と県で協議し、必要に応じて補助を行う。

イ 補助率

国庫補助事業の場合は国庫補助率を控除した率

要望どおりに国庫補助が認められない事業及び国庫補助対象外事業の場合は
10/10

なお、沿線市と県及び沿線市間の負担割合は別紙のとおりとする。

(2) 鉄道基盤設備維持費補助

ア 鉄道事業に経常損失が生じた場合は、次の経費に対して沿線市と県が補助を行い、事業者の経営の安定化を図る。

イ 補助対象経費

線路、電路及び車輛の維持に係る経費（人件費・修繕費等）

ウ 補助率 10/10

ただし、補助金額は、鉄道事業経常損失額から固定資産税等相当額補助金額を差し引いた額、または第5期経営再建計画の額のいずれか少ない方の額を限度とする。

なお、沿線市と県及び沿線市間の負担割合は別紙のとおりとする。

- (3) 固定資産税等相当額補助
 - ア 鉄道事業に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額を沿線市が補助する。
 - イ 補助率 10/10
- 4 東武鉄道株式会社による支援の確保
 - 東武鉄道株式会社による次の支援を確保する。
 - (1) 第5期経営再建期間における東武鉄道株式会社から事業者に出向している社員給与を全額負担する。
 - (2) 事業者と協議の上、設備投資額圧縮のための諸方策や営業上の企画の検討等について協力を行う。
- 5 利用促進に関する支援
 - 沿線市と県は、上記に示した財政的支援のほか、事業者や地域と連携しながら、上毛線を支え、魅力を高める様々な支援を実施する。
 - (1) 沿線住民を始めとして広く住民に対して、上毛線の状況及び利用促進に係る周知啓発を図り、住民が地域鉄道としてさらに愛着を持ち、継続的に利用することによって上毛線を守っていこうという気運を醸成する。
 - (2) 沿線市と県は、事業者が行う通勤通学やイベント等における利用者増加策に協力する。
 - (3) 上毛線を活かした地域づくりや沿線開発、利用しやすい周辺環境整備を推進する。
 - (4) 上電沿線市連絡協議会が行う活性化事業や、沿線市及び県における活動等を通して利用促進を図る。
- 6 その他
 - (1) 上毛線再生基本方針の見直しについて
 - 第5期経営再建期間内であっても、次の場合は上毛線再生基本方針の見直しを行うこととする。
 - ア 事業者が経営努力を怠り、第5期経営再建計画の実行がなされない場合
 - イ 社会状況や鉄道事業をとりまく環境に著しい変化が生じたことにより、事業者の経営状況に多大な影響を与えた場合
 - (2) 長期的視点に立った設備更新の検討について
 - 大規模設備（車両含む。）の更新等にあたっては、適切な時期に長期的視点に立って計画的に検討に着手する。

別 紙

公的支援の負担割合について

1 沿線市と県の負担割合

区 分		県	市	備 考
(1) 輸送対策事業費補助				
国庫補助対象	安全輸送設備整備事業	1 / 3	1 / 3	国 1 / 3
	要望どおりに補助が認められない事業	1 / 2	1 / 2	
国庫補助対象外の設備整備		1 / 2	1 / 2	
(2) 鉄道基盤設備維持費補助		3 / 5	2 / 5	

2 沿線市間の負担割合

市名	前橋市	桐生市	みどり市	計
負担割合	59.0%	29.3%	11.7%	100.0%

注：負担割合は、人口等割を 65/100、均等割を 15/100、標準財政規模割を 20/100 の割合で算定したもの。人口等とは、人口・路線キロ・駅数・駅利用人員・定期券購入者数

ただし、沿線市の構成が変化するなど、重要な変更が生じた場合には、この負担割合を見直すこととする。